

審議会等の会議結果報告書

要点記録

会 議 の 名 称	令和８年度第１回茅野市環境審議会		
開 催 日 時	令和８年６月１日（月） 午後２時１５分から		
開 催 場 所	茅野市役所議会棟 １階 大会議室		
審 議 内 容	3,000 ㎡以上の土地の形状変更		
出 席 者	【審議会】 正雄会長、木村かほり委員、櫻井哲朗委員、北原享委員、土橋英一委員、河村洋委員、村田則幸委員、山本一海委員 【事務局】 守屋市民環境部長、大蔵環境課長、清水環境保全係長、松下主事		
欠 席 者	7 名		
公開・非公開の別	部分公開	傍聴者の数	0 名
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
	1 開会		
	2 会長あいさつ		
	3 自己紹介		
	4 会議事項		
	(1) 審議会の公開について		
事務局	会議の公開については、市の要綱により原則公開としている。本日の審議案件に関しては、申請者の企業情報に触れることが考えられるが、申請者より承諾を得ていることを考慮すると、今後の営業活動上不都合が生じる可能性は低いと考える。しかしながら、審議において個人が特定される情報を含めて公開した場合、今後の営業活動上不都合が生じる可能性があるため、部分公開がよいと考えるが、いかがか。		
会長	何か意見はあるか。		
委員	(異議なし)		
会長	異議なしと認め、本件は部分公開とする。		
	(2) 審議		
	3,000 ㎡以上の土地の形状変更		
会長	はじめに、内容については申請者より説明がある。		
	(申請者入場)		
申請者	【申請者自己紹介】		
	【事業概要説明】		
会長	委員の皆さまから何か質問はあるか。		
委員	完成後の水路などについて、10 年後完成時に作る計画なのか。		
申請者	盛り始める前に、まず最下段に調整池を掘って排水施設を全て接続する。一段上がった時に小段排水や排水マットを入れて段階的に仕上げていき、下から上へ土を盛る。		
委員	3,000 ㎡を超え、一部切土が発生するとのことだが、土壌汚染対策法の届出はされているか。		

申請者	切土が発生するため、県と協議して既に届出をしている。
委員	10 年間の工事期間中盛土をしていく中で、植生シートによる法面保護はどの段階で実施するのか。完成してから行うのか。
申請者	まず排水施設を設けて安全を確保してから盛土を行う。5 m ごとに小段をつくり、排水施設を設け、その段が積み上がったところで植生シートにて保護し、また次の段へ行くという流れとなる。下から順次実施する。
委員	その工事の途中で大雨が降った場合はどうなるか。法面が侵食されないか。
申請者	表面排水は全て排水施設を経て調整池を通り、適切に放流される。常時受け入れを行っており重機が置いてあるため、大雨後に法面が削れた箇所があればすぐに補修を行う。小段が完成したところで植生シートにて法面の侵食を抑える。
委員	対策は考えているということで承知したが、確実に実行してほしい。
委員	現場確認にて木が生えている箇所はこれから伐採するとのことだったが、下から段々に盛っていくとなると、まず木を切るところからスタートすると思う。土が見えているところも植生シートで覆って、徐々に緑化するようになるのか。
申請者	現在は一番上が平場になっているが、さらに奥へ広げていくため、一旦切り崩して下から調整して上がっていく。出来上がったところから緑化することになる。最後は最上部がほぼ平場になる。
委員	近くに民家は少ないが、段差があるため子供の遊び場になる懸念がある。子供の侵入対策はどのように考えているか。
申請者	上の道からは子供が入りたくなる環境もある可能性があるため、上部には工事用のバリケードを張り、立ち入れないようにする。また、「立ち入り禁止」や「遊ばないでください」といった注意喚起もしていこうと考えている。
会長	調整池も含め、子供や地域の安全対策にはしっかり配慮していただきたい。また、赤線は廃止し、買い取るということによろしいか。
申請者	買い取る予定である。
会長	調整池が河川区域や河川保全区域に入っていないか。また、河川法の申請はしているか。
申請者	開発区域は河川保全区域内にとどまっており、河川区域を超えて工事することはない。河川法 55 条に基づく許可申請も出しており、今週中には許可が下りる見通しである。その際に放流部分については、工事内容を含め協議している。
会長	調整池から放流先の川へは、そのまま水を流すのか、それとも浸透させるのか。
申請者	放流先については管理者の長野県と協議をし、水の勢いで川が削れたり洗掘したりしないよう、大きな石などで河床を保護してほしいという指示があった。敷地内で適切に保護の措置をとって放流する。
会長	調整池の泥上げなどの維持管理も確実に行っていただきたい。また、盛土規制法では広く下流域の住民に対して説明会を行うことが求められているが、どの範囲まで説明を行ったか。
申請者	盛土規制法上、地元説明会が必須となっており、県と協議の上、地元区を対象とした。回覧板を回した上で、4 月の頭に公民館で地元説明会を開催し、区長や議長など 5 名が参加している。特に問題視される意見はなかったが、最上部の平場の将来の利用予定の確認や、道路沿いの法面安定に関する意見が出た。開催結果を添えて盛土規制法の申請をしている。
委員	小段の U 字溝のジョイントは現場打ちか。
申請者	角度がある部分には現場打ちのコンクリート集水桝を設ける、集水桝を設けな

	い部分も接合部をコンクリートで巻いて補強し、水漏れを防ぐ工夫をしている。
委員	自宅近くに浸透池を設けた開発地があり、設計上は浸透するはずであったが実際にはほぼ常に水が溜まっている。水が残存していると貯水容量がその分だけ減少することになるので、工事後も浸透能力が低下しないよう、浸透池については適切な管理をお願いしたい。
会長	設計にあたり、事前のボーリング調査や浸透試験などは行っているか。
申請者	地盤の強度を測るスウェーデン式スクリーウェイトサウンディング試験と、現地浸透試験を実施している。地盤の硬さと浸透能力を数値的に理解した上で設計している。河川の水位との開発地の位置関係も把握している。調整池の深さについても川のハイウォーターより高く設計している。
委員	伐採する木が結構な本数あると思うが、その後の利用や処分の考えはあるか。
申請者	専門の処分業者に持ち込み、ゆくゆくはバイオマス燃料等になると思う。
会長	ゼロカーボンや資源循環の観点からも重要な点であると思う。
委員	太いカラマツは末口 40cm 弱あれば「信州プレミアムカラマツ」として高く販売できる可能性がある。参考にしてほしい。
会長	欠席された委員からの質問を代読する。「本設計は盛土規制法を遵守した設計との説明を受けているが、法面を植生シートのみで保護する計画において大雨の際に土砂崩れが起きないと言い切れるか。構造計算上の安全性や排水処理計画、転圧品質に関する安全の保証について、専門家による客観的なエビエンスを伴う説明を求めます」とのことだが、いかがか。
申請者	熱海の土砂災害を受け盛土の技術的基準と監視を強化したものが盛土規制法である。技術的な基準は国が定める盛土防災マニュアルに準拠している。盛土崩壊防止の基本は、法面の安定および保護、排水処理である。法面は円弧すべり法による安定解析を実施することがマニュアルで決まっており、法面は法面緑化又は構造物にて保護することが決まっている。排水処理についても、盛土内排水機能が低下した場合に盛土の崩壊を引き起こすため、県の基準である 10 年 1 日 160mm の降雨量を設計値とし、さらに 1.5 倍の余裕を見込んだ暗渠管の断面で設計し、県から盛土規制法の許可をいただいた。また、長野県では盛土規制法に関する手引き、技術的指針を定めており、県による 3 か月ごとの定期報告や特定工程に係る中間・完了検査が義務付けられている。無断工事等には行政代執行を含めた厳しい処分が下る仕組みになっている。これが安全性の担保となる。
会長	続いて「搬入土に廃棄物が混入しないか、地下水や河川への水質汚染リスクはないか」という質問についてはいかがか。
申請者	廃棄物処理法に基づき、廃棄物の持ち込みまたは受け入れたものは罰せられる。廃棄物の持ち込みが無いよう厳しく監視する。水質汚濁についても、水質汚濁防止法に基づき、汚染水を流出させると罰則がある。汚染土を持ち込まないための監視は先ほどの廃棄物に関する内容と同じだが、土砂の濁り水についても盛土規制法の防災措置に準拠し、調整池における沈砂機能を設けて上澄み水をオーバーフローで放流する設計にしている。
委員	水質汚濁防止法上の特定施設には該当しないため罰則はないと思われる。しかし、生活環境保全上の措置として汚染水を流さないよう注意をお願いしたい。土壌汚染対策法においては、搬出元で汚染土を出さないように規制するものとなる。搬出元で汚染土でないことが担保されたものを受け入れる形になるが、受け入れ側でも注意をお願いしたい。

会長	「長野県環境審議会や環境影響評価審議会への申請状況と許可の見通しについて進捗をうかがいたい」という質問はどうか。
申請者	廃棄物処理施設ではなく、環境アセスメントの対象規模でもないため、手続きは不要との認識である。
委員	該当する届出は土壤汚染対策法のみである。環境アセスメントの対象施設ではない。
会長	申請者の皆さんには審議会の意見を踏まえて、環境に配慮しながら良い事業になるように進めていただきたい。 それでは、こちらで協議しますので、申請者の方はご退席ください。ありがとうございました。
	(申請者退席)
会長	今回の件について、審議会としてどのような答申を行うか、ご意見をお願いしたいかがいか。
委員	計画自体は問題ないと思う。子供の侵入が無いように策を講じるようにすることは必要。
会長	完成しても調整池は残る。維持管理も行っていくため、出入りはする。
委員	工事中および完了後も含め、調整池等への子供や地域住民の安全対策に努めていただきたい。
委員	川も近いので環境に配慮した工事を行うことや、先ほど出た木材の有効活用などについて要望してはどうか。
会長	木材の活用はゼロカーボンでも重要な視点である。今回の案件は様々な法の枠組みをクリアしていく必要がある。地域との調整を行い、地域に根差した形で進めていただきたい。
委員	地元の優良企業であるため、安心していいと思う。近隣道路は観光道路であり重要な生活道路でもあるため、ダンプ等工事車両が出入りする際の交通整理の徹底や、道路の泥汚れ防止などの配慮を求めたい。
委員	土埃は出ないのか。
委員	多少は出るかと思うが、鉄板を敷くなどして対策はすると思う。
会長	地域住民の安全対策、木材の有効活用、工事車両の交通整理と道路の泥汚れ防止などの環境配慮を、審議会からの要望として答申に盛り込むことでよろしいか。
委員一同	異議はありません。
会長	本日の審議を終了する。
	5 その他
事務局	昨年度実施したアンケートへのご協力について対応いただき感謝申し上げます。今年度も資料のメール送付やタブレットの使用を継続していく。引き続きご不便等おかけすることもあるが、ご理解ご協力をいただきたい。また、メール受信時の確認のため、お手数だがメールのご返信をよろしくお願いいたします。
	6 閉会
会長	以上をもって、令和8年度第1回茅野市環境審議会を閉会する。